

【特別措置の概要】

災害時の特別措置とは、台風や地震等の災害が発生し、災害救助法の適用または激甚災害に指定された場合、その適用または指定された地域において被災された方々に対する特別措置として、発電者または発電契約者さまからの申請を受け、以下のとおり対象サービス料金の支払期日を延期する等の特別措置を講じるものです。

【特別措置の対象地域】

災害救助法の適用または激甚災害に指定された市町村

【特別措置の内容】

(1) 支払期日延期 ※1

発電者さまの系統連系受電サービス料金について、災害発生日が属する月の前月の系統連系受電サービス料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの系統連系受電サービス料金の支払期日をそれぞれ1ヵ月延期いたします。

(2) 発電・放電しない日の系統連系受電サービス料金免除

発電者さまの発電場所において、被災時から引き続きまったく電気を発電・放電されない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間、系統連系受電サービス料金の算定期間ごとに基本料金から「電気を発電・放電されない期間の日数×4%」の免除を行ない、算定いたします。

(3) 運転不能設備に対する基本料金の免除

発電者さまの発電場所において、発電設備の一部が使用不能となった場合は、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までに限り、復旧までの間、その運転不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

※1) 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目といたします。

<お問い合わせ先>

担当部署	沖縄電力 ネットワーク受付センター
電話番号	0120-586-601（コールセンター） 098-993-6148 【有料】※「0120」番号をご利用になれない一部のIP電話
受付時間	月～金 8：30～17：00 (祝日、振替休日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉除く)

※発電契約者さまにおきましては、当社[ネットワークサービスセンター](#)までお問合せください。